

門真市議会議員政治倫理条例 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳格な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、門真市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の意識の向上及び確立に努め、もって健全で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

議員の政治倫理について、その基本事項を定めることにより、議員は政治倫理の確立に努めるとともに、市民の厳格な信託に応え、民主的な市政の発展に寄与することを本条例の目的として定めています。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能及び責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、法令及び市の条例、規則等を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。

3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

【解説】

市民の厳格な信託を受けた代表者であることの自覚、その使命達成の努力、法令等の遵守、不当要求に対する毅然とした態度、政治倫理違反疑惑に対する説明責任等を、議員の責務として定めています。

(政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

(1) 市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なう行為を慎むこと。

(2) その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(3) 市民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して不当に金品を授受しないこと。

(4) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、個人又は特定の企業若しくは団体に便宜を図る等、その権限又は地位による影響力を不正に行使しないこと。

(5) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(6) 市職員の採用、昇格及び人事異動に関して、議員の地位による影響力を行使しないこと。

- (7) ハラスメント等公序良俗に反する言動その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (8) 暴力団等反社会的勢力を利用し、暴力団等反社会的勢力に利用され、又は暴力団等反社会的勢力に関与しないこと。
- (9) 市から活動又は運営に対する補助金、交付金又は助成金の交付、使用料等の減免その他の優遇措置を受けている団体の役員（会長、副会長、理事長、副理事長、理事、監事、会計、事務局長、顧問、相談役及びこれらに準ずる者をいう。ただし、議会推薦による就任を除く。）に就任しないこと。

【解説】

議員が遵守すべき政治倫理基準の原則を第1号及び第2号に規定し、具体的項目を第3号から第9号までに規定しています。

- ① 第4号中の「請負その他の契約」とは、公共工事請負契約、業務委託契約、不動産・物品売買契約などです。
- ② 第5号及び第6号中の「職員」とは、正規職員以外の会計年度任用職員を含みます。また、第6号中の「議員の地位による影響力」とは、地方自治法等により、議長の権限で行う議会事務局職員の任命行為等、議長が法令等の範囲内で行うものは含まれません。
- ③ 第9号は、議員が補助金等の予算に係る議会の議決に関与することから、市から補助金等を受けている団体の役員に就任しないことを規定しています。
- ④ 第9号中の「その他の優遇措置」とは、市の公共用施設の優先使用などを想定しています。また、本文中の「これらに準ずる者」とは、当該団体において役員と規定されている者又は名簿等に役員として登載されている者などを想定しています。

（審査請求の手続）

第4条 議員が、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、議員3人以上の連署をもって、その代表者から、当該議員が政治倫理基準違反の疑いがあることを証する書面を添えて、門真市議会議長（以下「議長」という。）に対し審査請求をすることができる。

【解説】

政治倫理基準等に違反する行為の疑いがあった場合、議員の審査請求に係る要件と手続を規定しています。

審査請求の要件は、議員定数の8分の1以上（会議規則第159条第1項（懲罰動議の発議条件）、地方自治法第135条第2項）として3人以上としています。

（審査会の設置等）

第5条 議長は、審査請求を受けたときは、議会運営委員会に審査請求の適否を諮り、その結果、審査請求が適当と認められたときは、門真市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
2 審査会の委員定数は、6人以内とし、議員（審査請求の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）及び審査請求をした議員を除

く。)の中から議長が議会運営委員会に諮って選任する。

3 委員の任期は、当該審査が終了する時までとする。ただし、議員の資格を失ったときはその任期を終了する。

4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【解説】

① 第1項は、議長は、第4条の規定により審査の請求があった場合、その審査請求の適否を議会運営委員会で諮り、適当と認められた場合は審査会を設置することを規定しています。

なお、審査請求については、議員ひいては議会の名誉と品位に関わる問題であることから、議長は各派代表者協議会において請求内容の確認や一定の協議を行った上で、議会運営委員会に諮ることを想定しています。

② 第2項及び第3項は、審査会は議員のうちから議長が議会運営委員会に諮って選任する6人以内の委員で組織され、委員の任期は当該審査が終了するまでと規定しています。

なお、構成する人数は議会運営委員会の委員選出基準を想定しています。

③ 第4項は、委員は任期中及び任期終了後において、非公開とされた会議の内容及び資料等を議員以外に漏らしてはならない義務を規定しています。

(政治倫理基準違反の審査等)

第6条 議長は、審査会を設置したときは、速やかに政治倫理基準違反の行為の存否の審査を審査会に付するものとする。

2 審査会は、前項の審査を行うため、資料の請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

【解説】

政治倫理審査会の審査は、速やかに行い、審査に当たっては資料請求や事情聴取など、必要な調査ができることを規定しています。

(議員の協力義務)

第7条 審査対象議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して意見を述べなければならない。

【解説】

審査の対象となった議員は、政治倫理審査会の審査に協力する義務があることを規定しています。

(釈明の機会の保障)

第8条 審査会は、審査対象議員から審査会において釈明したい旨を求められたときは、その機会を保障しなければならない。

【解説】

審査の対象となった議員が釈明の機会を求めた場合、その機会を付与す

る義務があることを規定しています。

(審査結果の報告)

第9条 審査会は、審査を終えたときは、議長に対してその結果を報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る文書の写しを審査請求をした議員及び審査対象議員に通知するとともに、その概要を公表しなければならない。

【解説】

① 第1項は、審査結果について、審査会から議長に報告する義務があることを規定しています。

② 第2項は、議長には、審査会から報告を受けた審査結果の写しを審査請求した議員と審査の対象となった議員に通知するとともに、その概要を公表する義務があることを規定しています。

なお、公表の方法は、議会ホームページ又は議会だよりへの掲載等により行います。

(審査結果の措置)

第10条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、議会運営委員会に諮り、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 議員の辞職勧告を行うこと。

(2) この条例の規定を遵守させるため警告を発すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置

【解説】

審査会の報告を受けた議長は、審査会の報告内容を尊重し、議会運営委員会に諮り所要の措置を講じ、議会の名誉と品位を守ることなどを規定しています。

(準用)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、門真市議会会議規則（令和3年門真市議会規則第1号）及び門真市議会委員会条例（昭和36年条例第10号）を準用する。

【解説】

審査会の運営に関して、この条例に定めがないものについては、門真市議会会議規則及び門真市議会委員会条例を準用することを規定しています。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

この条例の施行に関し必要となる事項は、議長が規程で定めることを規定しています。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日（平成 26 年 6 月 23 日）から施行する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。